

統計不備ニ就テノ以條ノ條件ヲ含シタ上、以下掲ケル最近数年ニツキテノ一応ノ算定ヲ見テ貰ヒタイ。尚ホ異レハ私的所得ノ統計的表現ニ就テノ簡單ナ試ミトイフ程度ノモノニ過キズ。コトニ私的所得トハ極メテ一般的意義ニ解サレ、財務当局ガ納税者ニ其ノ個人所得ヲ申告セシムル場合ノ所得概念ト変ルルカナイ。ソレハ即チ貨幣所得及ヒ現物所得ノ貨幣相当額ノ總体ヲ含ミ、家事ニツイテ主婦ノ労働ノ如キ無報酬ノサーヴイスハ一先ツ除外サレル。

此ノ定義ハ統計的説明ノ必要上採用シタモノデ、異レニヨツテ何等経済的解釈ヲ豫想スルモノデハナイ。算定ノ手續ハ各項目ニツキ其ノ性質ニ応ジテ異ナラサルヲ得ナイガ、何レニシテモ其ノ採用シ得ル資料如何ニ倚存スルノデアリ、従ツテ資料ノ制約上、算定ノ結果ハ必スシテ同等ノ信頼度ヲ有シ得ナイ。

詳細ニ先立テ、所得構成要素ノ諸内容ニツキ其ノ特質ヲ簡説シヨウ。

第二章 賃金労働ノ所得

(2) 賃金率ノ変化

先ツ最近数年ニ於ケル賃金率ノ変化ヲ若干ノ定期的アンケートトノ結果ニヨツテ掲ケル事トスル。

「フランス一般統計」ガ毎年十月ニ施行スル「アンケート」ハ約ニ百都市ニ於ケル五十種職業ノ現行賃金ヲ表示シテキル。時間賃金ニ因スル算定ノ一般平均ハ左記ノ如クテアル。

一労働時間当り平均賃金

	一九三八年十月	一九三七年十月	一九三六年十月	一九三五年十月	一九三〇年十月
(一) パリ以外ノ諸都市					
男子 四十三種職業	六・一九	五・六〇	四・四二	三・八〇	四・〇八
女子 七種職業	三・四二	三・〇八	二・六二	二・二六	二・四二
(二) パリ地区					
男子 二十一種職業	一〇・五〇	九・八八	七・〇六	六・二三	六・六四



一九三五年、計数ハ社会立法適用ハブルム内閣、直前ノ賃金状態ヲ示スモノデ、賃金ハ一九三五年十月カラ一九三六年五月マテ事実上不變デアリ。一九三〇年ノソレハ恐慌勃発前、最高水準ヲ示スモノデアリ。

右ノ表ニヨツテ見レバ、地方ノ都市全体デハ一九三八年十月算来ノ平均額ハ男子賃金ニツイテハ前年度ニ比シ一〇・五パーセントノ騰貴、一九三五年（最低）ニ比シ六三・八パーセントノ騰貴、一九三〇年（恐慌前ノ最高）ニ比シ五一・八パーセントノ騰貴トナツテナル。是レヲ婦人賃金ニツイテ見レバ、各一パーセント、五一・八パーセント、四一・八パーセントデアリ。

一九三七年カラ一九三八年ニカケテノ騰貴ハ各職業ニ殆ント同率ニ行渡リ、最低九パーセントカラ最高一〇・八パーセントノ間デアリ。

巴里地区デハ一九三八年十月男子二十一種職業ノ時間賃金ノ平均ハ一九三五年及ヒ一九三〇年ニ比シテノ騰貴率ガ他ノ地方ヨリ一層急激デアリ。即チ一九三五年ニ比シテ六九・八パーセント、一九三〇年ニ比シテ五八・八パーセントデアリ。併シ婦人ノ賃金ハ少ナクトモ衣料部門ニ於テハ同率ノ騰貴ヲ示シテナシ。

高級流行商品ノ部門ノ如キ、一九三八年十月ノ賃金ハ一九三五年ニ比シテ一〇・八パーセント乃至二〇・八パーセントノ騰貴ニ直キズ、最近ノ仲裁判決ニヨリ漸ク五パーセントノ一般引上げガ行ハレタケデアリ。併シ仕立及ヒ麻布部門デハ一九三七年十月カラ一九三八年十月マテノ平均週給ノ騰貴が一〇・八パーセントデアリ。一九三五年ニ比シテハ多種ノ労働者ハ五〇・八パーセント以上ノ増加率ヲ享受シテナルノデアリ。

職業別及ビ地域別ノ賃金異動ヲ考慮ニ入レル為メ、コフランズ一般統計ハ前掲ノ簡單ナ算術平均ノ外ニ、加重平均ヲ計算シタ。其ノ結果ハ左記ノ通りデアリ。

熟練労働者		時間賃金加重平均 一九三八年十月	一九三五年ヲ一〇〇トスル加重指数 一九三八年十月	一九三七年十月
地方	六・七二	一九三五年ヲ一〇〇トスル加重指数 一九三八年十月	一九三五年ヲ一〇〇トスル加重指数 一九三八年十月	一九三七年十月
巴里	一一・〇四	一九三五年ヲ一〇〇トスル加重指数 一九三八年十月	一九三五年ヲ一〇〇トスル加重指数 一九三八年十月	一九三七年十月

七



全フランス	七五〇	一七三	一五六
地	五三八	一八一	一六二
巴里	八二五	二〇一	一七四
全フランス	五九一	一八五	一六五

此ノ結果ニヨレバ、一九三五年十月カラ一九三八年十月マデノ時間給總  
 平均騰貴率ハ熟練労働者ニ就テハ地方デセ。パリセント、巴里テハ三ハ  
 一セントニ達シ、不熟練労働ニ就テハ地方デハ一ハ一セント、巴里テ一〇一  
 ハ一セントトナツテキル。全フランスノ一般平均ハ八〇ハ一セントノ前後  
 デアル。

時間賃金ノ変動ヲ知ルニハ、一九三六年以後ハ団体協約テ定メラレタ最  
 低賃金率ガ参考ニナル。勿論是レハ其ノ実行過程ニ於テ改訂ヲ加ヘ得ル條  
 件村ノモノデアル。各地方ノ金属工業ニ就テノ是レガ最初ノ調査ハ、

フランス一般統計雜誌 (Bulletin de la Statistique générale de la  
 France) ニ於テ発表サレタ。次ニ掲ケルノハ此ノ結果ニヨッテ一九三八  
 年十一月五日現在、最低時間賃金ガ一九三六年ノ団体協約規定ノ最初ノ賃  
 金率ニ比シテ何ハ一セント騰貴シタカヲ示スモノデアル。

一九三八年十一月十五日現在、金属工業最低時間賃金ノ騰貴率

ホルト	四七	四七	四八	五三	四七
ナント	五〇	四八	五四	六〇	六三
パリ	四九	五〇	五三	五七	六〇
ルアン	五一	五四	五八	六二	六五
ルアーヴル	四九	五一	五四	五七	五八

七九



リール	五三	五三	五四	五五	五
モービョーチ	四七	四七	四八	四九	四七
ウアラシアン	五〇	五〇	六一	六二	四九
シヤルルウイル	四一	四二	四三	四六	四九
モーセル	五五	五六	五七	五九	五五
ミコルトエモセル(金属)	四七	四七	四七	四七	四〇
ミコルトエモセル(機械)	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
ヘルフォール	五〇	五二	五六	六〇	六四
サンテチアン	四四	四四	四四	四四	四四
リヨン	四五	四六	五〇	五七	五六
クルノーブル	三七	三九	四二	四六	四一
マルセーユ	六四	六四	六五	六五	六五

右表ニヨレハ、騰貴率ハ地域ト労働者ノ種別ニヨリ四〇・八一セントカラ

六五・八一セントニ及ンデナル。一九三八年三月四日ノ法律ニヨリハ賃金ノ改訂ハ原則トシテ生計費ヲ基礎トスル事ニナツテナルガ、各産業ノ特殊事情モ考慮ニ入レル事ガ出来、更ラニ右表ニヨリ地域的殊殊事情ニヨリ開キモ生ジテナル事ガ分ル。

炭鉱ニ就テハ土水省ノ四半期統計ハ次ノ様ナ結果ヲ発表ンテナル。

炭鉱ニ於ケル平均日給

一九三〇年第四四半期 (恐慌前最高)	四〇・三二	二九・八四	三七・一六
一九三六年第一四半期 (最低)	三五・三二	二六・七〇	三二・三三
一九三七年第一四半期	五〇・七〇	三九・二八	四六・九五
第一	五二・七六	四一・二〇	四八・九六
第二	五四・〇一	四二・二三	五〇・〇八
第三	五八・六六	四五・三四	五四・三四
第四			

常勤労働者 日雇労働者 總 体



一九三八年第一四半期	六〇・一三	四六・六七	五五・七九
第一	六一・四〇	四八・〇二	五七・〇九
第二	六二・四三	四八・八九	五七・九七
第三	六四・六九	五〇・六八	六〇・一六
第四	六四・九五	五〇・八四	六〇・三七
一九三九年第一四半期			

一九三〇の年ウラ一九三六年ニカケテハ、平均日給ハ常備労働者ニツイテ  
 一・二四パーセント、日雇労働者ニツイテ一・一ニパーセント低率シタカ  
 九三八年ノ第四四半期ノ数字ハ一九三六年第一四半期ニ比シ常備ガ八三ハ  
 一セント、日雇ガ九〇パーセントノ騰貴トナツテホル  
 一九三八年ノ内デハ、鉱山労働者ハ二月十五日ニ全部六パーセントノ賃  
 金引上ヲ得タ。其ノ中デ少ナクモ四パーセントハ家族手当ノ増加ニヨリ  
 最高ニパーセントハ労働者ノ賃金等級区分ノ変更ニヨルモノデアル。更ラ  
 二其ノ年ノ九月一日ニハ一九三九年三月一日マデニ追加的ニ十一ヶ所ノ持

場ヲ引受ケルトイフ約定ノ下ニ更ラニ六パーセントノ引上ガ行ハレタ。即  
 チ追加ノ持場ニ応スル賃金ノ増額ハ此ノ六パーセントノ内ニ含まレテホル  
 訳デアル。一九三九年二月二十七日ノ政府裁定ハ六パーセントノ引上ヲ三  
 月一日ヨリ本給ノ内ニ組入レ、追加労働ニ対スル報酬ハ一九三九年二月二  
 十二日ノ法令ニヨリ更ラ一〇パーセントヲ加ヘルコトトシタノデアル。  
 尚ホ「金属 機械 及び附属品工業団体」ノ調査ニヨル巴里地区金属労  
 働者時間給ノ加重平均ヲ掲ケヨウ。此ノ平均ハ左記ノ如キ変化ヲ閲シテホ  
 ル。(家族手当含まズ)



一九三〇年第四四半期 (恐前最高)	六・七四	五・四五	四・三〇	五・五九
一九三五年第四四半期 (最低)	六・三二	五・〇五	四・一	五・五九
一九三七年第一四半期	九・八三	八・四五	六・八五	八・九五
第三〃	一〇・四八	八・九五	七・二五	九・四四
第二〃	一〇・五四	九・〇五	七・二五	九・六〇
第一〃	一一・一一	九・六〇	七・八〇	一〇・一六
一九三八年第一〃	一一・三一	九・八〇	八・〇〇	一〇・三六
第二〃	一一・六三	一〇・一〇	八・二五	一〇・六六
第三〃	一一・六五	一〇・一〇	八・二五	一〇・六八
第四〃	一一・七七	一〇・二〇	八・三五	一〇・七八
一九三九年第一〃	一二・〇〇	一〇・五五	八・四〇	一一・〇二
				總計

一九三五年末ヨリ一九三八年末ニ至ル時間給ノ騰貴ハ熟練労働者ニツイテハ八六パーセント 専門労働者ニツイテハ一〇ニパーセント 不熟練労働者ニツイテハ一〇九パーセントトナツテキル 一九三八年ニハ五月一日ノ新団体協約カ熟練労働者ニ〇フラン三五 専門労働者ニ〇フラン三〇、不熟練労働者ニ〇フラン二五ノ引上げヲ発表シテキル

更ラニ、時向当リ〇フランニ〇カラ〇フラン三〇ノ新規引上げガ一九三九年五月ノ裁定ニ於テ取上げラレタガ 尚ホ討議ニ附セラレテキル

他方、国防産業ノ諸工場ノ一般賃金率ハ上記諸表ノソレヨリモ遙カニ高イノデアル

1b) 支払賃金總額ノ測定

各部門ニツイテ鉱山業ト同ジ様ニ完備シタ統計ガ存スルナラバ、毎年ノ支払賃金總額ノ算定ハ適足ニ行ハレル筈ナノデアルガ、事實ハ他ノ部門ノ資料ハ極メテ不完全デアル 然レ鉱山業ニツイテハ平均日給ノ外ニ労働日ノ總計 支払賃金ノ總額ガ發表サレテキル 今炭坑ニツイテ見レバ支払



總額ハ一九三〇年カラ一九三七年マテ左記ノ通りニ變化シテモル  
 (單位百萬フラン)

一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
二九三六	二五一九	一九七五	一八五六	一八四六	一七五〇	二〇〇五	二八二九	三四二〇

一九三七年カラ一九三八年ニケケテハ一割一分増加シ、一九三〇年ノ水準ヲ一割六分方凌駕シテモル。

鉦山業ハ此ノ種統計報告ヲ利用シ得ル殆ンド唯一ノ産業部門デアリ、其ノ増テハ唯「鉄道統計」ガ人件費年額ヲ発表シ、政府ノ豫算案ニヨツテ官吏へ支給ハレル俸給、歳費ヲ知ル事ガ出来ルガ、地方公共団体ノ人件費ニツイテハ何等情報スベキ資料ガナイ。

他ノ部門テハ有業人口ノ調査、雇傭ノ労働時間、賃金率ノ異動ニツイテ定期的アンケートト、其カラ遠觀的ニ結果ヲ算定シ得ルノミデアリ。左ニ

最近数年ニ於ケル其ノ算定結果ヲ掲ゲル。

賃金俸給年支給總額ノ算定

(單位一〇億フラン)

年	農業	工商業	家業雇用	公共事業鉄道	合計
一九三〇年	一六・二	七七・二	五・三	二五・〇	一三三・七
一九三一年	一六・〇	七一・五	五・〇	二五・九	一三八・四
一九三二年	一五・六	六一・四	四・八	二五・六	一〇七・四
一九三三年	一五・〇	五八・三	四・五	二四・七	一〇二・五
一九三四年	一三・五	五三・八	四・〇	二二・五	九三・八
一九三五年	一二・五	五〇・四	三・八	二〇・七	八七・四
一九三六年	一四・〇	五八・〇	四・三	二一・三	九七・六
一九三七年	一六・五	七二・〇	五・〇	二六・二	一一九・七
一九三八年	一八・〇	八一・五	五・三	二八・二	一三三・〇



尚ホ各種社会立法ハ其ノ資金的收用ヲ專ラ支払賃金額ニ係ランメテキル  
 カラ、其ノ適用ノ結果ニツイテノ諸計數ヲ掲ケルノモ参考トナル  
 社会保険ノ払込保険料ハ左ノ如ク異動シテキル。(一百万フラン單位)

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年合計
一九三六年	四一ニ	六六九	七一四	八四五	二六四〇
一九三七年	八六三	一〇三三	一一〇四	一一九三	四一九二
一九三八年	一一二七七	一一七二	一一八〇	一一二七	四九五六
一九三九年	一四八一				

社会保険、保険料払込ト其ノ基礎トナル賃金ノ支払トノ間ニ時同クナ  
 スレレガ存スルカラ、近似的算定ヲ行フ為メニハ、或四半期ノ払込額ハ其  
 レニ先行スル四半期ノ支払賃金額ニ照応スルモノト見ナケレバ、其  
 ノ収支ノ下ニ保険料率ニヨツテ逆算スレバ(即チ支払賃金額ニ於テ一九

三六年七パーセント、一九三七及三八年八パーセント)各年度ノ賃金支払  
 總額ヲ算出出来ル。即チソレハ一九三六年四四億フラン、一九三七年五  
 七五億フラン、一九三八年六四億フランナリ。一九三六年カラ一九三  
 七年ニカケテハ三〇パーセント増、一九三七年カラ一九三八年ニカケテハ  
 一パーセント以上ノ増加ヲ示シテキル。  
 又、一九三〇年以後、賃金額ハ労働災害保険ト徒弟税ノ基礎トナソテ并  
 ル。左ニ労働災害保険ニ関スル法律ニヨツテ附保サレタ賃金額ト徒弟税ニ  
 申告サレタ賃金額トヲ掲ケル。(單位十億フラン)

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
労働災害保険 ノ分	八五・九	八四・六	七三・七	七三・八	七一・三	六八・一	七一	
徒弟税ノ分	六八・〇	六三・七	五四・八	五〇・九	四二・八	四五・〇	四九・四	六二・五

労働災害保険ハ商工業ト共ニ農業、家事従用トモ通用サレルガ、上記



ノ計數カラハ附保サレテキナイ企業ガ除外サレテキル。ソノ外ハ莫クハ無視  
出来ナイ大イサヲ持ツモノナノデアツテ、一九三六年ノ成績ニ因スル「勞  
働省」ノ公報ニヨレハ、「保証基金」ヘノ払込額ハ附保サレタ企業カラハ四  
五七七百万フランテ、附保サレナイ企業カラハ七一百万フラン、即チ後  
者ハ前者ノ一五パーセントトナツテキル。ダカラ附保サレタ賃金額ニ一五  
パーセントヲ加算セバ全賃金支払額ヲ算出シ得ル訳デアリ、一九三六年ハ  
ニ〇億フラントナル。併シ保証基金ヘノ払込ハ種々異ナル基礎ニ於テ採メ  
ラレテキルカラ、払込額ハ必スシモ支払賃金額ニ比例セズ、以上ノ一五パ  
ーセントノ比率ノ適用ハ必スシモ正鵠ヲ得タモノデナイ。

従弟税ハ年間一万フラン以上ノ貨幣賃金ヲ支払フ商工企業ニ賦課サレル  
大藏省発表ノ上記計數ハ特殊ノ免税ノ対象トナル賃金俸給モ含ンテキル。  
其ノ總額ハ一九三〇年カラ一九三五年ニカケテハ三十四パーセント低減シ、  
一九三五年カラ一九三七年ニカケテハ三九パーセント騰貴シテキル。此ノ  
ハ、一セントハ商工業ノ支払賃金額ニ因スル上述、吾々ノ算定ノ結果ニ一致  
スルモノデアル。

### 第三章 有價証券所得

有価証券所得ノ算定ハ課税有価証券ニ就テハ納税額ニ基ツキ、國債及大  
藏省証券ニ就テハ政府ノ豫算案ニ基イテ行ハレル。

右ノ内、第一種ノモノニ就テハ、唯一ノ額ミノ細タル納税額ヲ平均税率  
テ逆算シテ差親的ニ算出スル。有価証券ノ性質及ヒ適用税率ノ相違ニヨル  
納税額ノ内容的区分ニ就テ、判明セル分ハ、適當ニ訂正ヲ施スノデアル。  
尚ホ大藏省ハ一九三八年以降課税所得額ヲ直接ニ算出セル一覽表作成ヲ改  
定中デアル。

納税明細額ニヨル一九三六年一九三七年ノ算定ハ左記ノ如クデアル。

(單位十億フラン)



計	内國有価証券			外國有価証券		
	株式	持分	債	公募証券	非公募証券及國債	計
一九三六年	六五二〇	〇九八〇	六〇六〇	〇四七〇	一・一三〇	一五・二六〇
一九三七年	七・二五〇	一・一三〇	六四七〇	〇六四〇	一・九六〇	一七・四四〇

一九三八年ニ就テハ、内國有価証券ト非公募ノ外國有価証券ノ所得ノ直接的発表カ得ラレル筈デアルガ、其ノ總額ハ一八〇億フラントナルデアロシ。非公募ノ外國有価証券ヲ加フレバ、總額ハ二〇五億フラン前後トナル。

尚ホ政府諸証券ノ利息ヲ含ム全有価証券所得ハ最近三々年ニ就テ大体互説ノ様デアリ。(單位十億フラン)

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
課税有価証券ノ所得	一五・二	一七・五	二〇・二
政府諸証券ノ所得	一・一・二	一・二・五	一・二・八
計	二六・四	三〇・〇	三三・一

第四章 建築物所得

フランスステハ建築物資産ニ就テノ資料ハ全ク皆無ト謂フテヨシ。資料ノ新採ナ取乏コンハ、一九三八年六月マルセーユニ開催ノ建築物資産ニ関スル會議ニ於テ、那別ノ「不動産調査機関」設立ノ請願書提出ヲ候ガスコト



トナツタノデアル。(註)

(註) 不動産抵当銀行 (Credit Bank) ノ名譽調査取エトモノ、ミンニル氏

(Edmond Michel) ニヨル提議テアル。此ノ人ニヨレハ全国建築物資

産ノ売値ハ一九三六年約ニ五〇億フラント算定サレテアル。

課税ノ基礎トナル大蔵省決定ノ建物賃賃価格ハ主トシテ一九二四年三月  
二十二日付法律ノ第四十五條ニヨル特別調査ニ基ツクモノデアリ。其ノ後  
ノ新建築ハ課税サレズ。此ノ価格表ヨリ改レテアル。又此ノ調査ハ基礎カ  
非常ニ不確實ナルノミナラス。其ノ後ニ賃賃料ニ著シイ変化ノアツク事モ  
注意セネハナラス。

一九三八年六月十四日ノ布告ハ一九三九年一九四〇年ニ亘ツテ建築物賃  
産ノ賃賃価格ノ新調査ヲ行フベキ事ヲ命ジテアルカ。其ノ結果ノ利用ハ一  
九四一年ヲ待タネハナラス。

兎ニ角差当リ、非常ニ不完全テハアルカ賃賃料ノ異動ニ関スル若干ノ参  
考資料ヲ利用シテ、建物所得ノ遠観的計算ヲマツテ見ル。其ノ結果ハ

一九三七年ノ所得一五億フラン 一九三六年ノ所得一二〇億フランニ対  
シテ、一九三八年ノ所得ヲ概リ一一四〇億フラント推定スルノデアリ。

### 第五章 農業所得

毎年ノ農業統計カラハ植物性生産物ノ年産額ヲ数量及ヒ価格ニ就テ知ル  
事ガ出来ル。最近発表サレタ一九三七年ノ統計ハ此ノ外ニ肉類及ヒ乳類ノ  
数量ヲ含ンテアル。

一九三九年ノ大規模ノ農業アンケートトハ植物性生産物ノミナラス、動物  
性生産物ノ各種類ニ関シテモ数量及ヒ価格ニ就テ詳細ノ報告ヲ発表シテ  
アル。併シ後ニハ戦前ノ十年毎ノアンケートノ様ニ、全農業経営ノ總所得ヲ  
算出スル録タルベキ。ハランス取數ノ試ミハナサレテアル。

自家消費ヲモ含ム全農産物種類ヲ表ハス場合、吾々ハ統計不備ノ爲メ止  
ムナク植物性農産物ノ全種類ヘコトニ動物飼養ノ爲メノ藁、糞、牧草ヲ含



ム)ヲ以テ異レニハハルコトスル 即チ全農産物概観ト植物性農産物ノ  
全概観トハ著シク相違シナイト本ノ概観ニ立ソノテアルガ 此ノ概観ハ概  
概ノ乏シイモノテハナイ。ソレハ戦前ノ大規模ア「アンケート」ニ際シテ  
立証サレタ「バランス」ニ基ツクモノデアリ 最近ノ一九二九年ノ「ア  
ケート」ノ報告ニヨソテ其ノ計數カラ判断スルモ 此ノ概観ハ正シイモノ  
トイヘル。即チ左ノ如キ計數ガ出テアル。(単位十億フラン)

動物性生産物 (畜産物)	
肉類	二〇・二
乳類	九・七
卵類	三・三
羊毛蜜等	〇・三
計	三三・五

植物性生産物 (飼料)	
牧草	二三一
食用ノ根	三・七
藁	五・五
計	三三・三

右ニ掲ケタ飼料生産物ノ内、比較的小サナ部分ハ農業部門ノ外ニ売ラレ  
ルノテアルガ 其ノ代リ馬鈴薯ノ一部ハ豚ヲ肥ラセル為メニ用ヒラレ 穀  
類ノ一部(特ニ燕麥、大麥、王蜀黍)ハ動物ノ飼料ニ用ヒラレル 此ノ二  
ツノ項目ヲ差引シテ結局動物ニヨツテ消費サレル藁、殊ニ馬鈴薯、穀物等  
ノ總概観ハ統計ニヨレバ動物性生産物ノ總概観ヨリ若干上位ニアルト見ラ  
レル 尚ホ秣等ノ可成リ大ナル部分ハ牧畜ニヨツテ消費サレ 其ノ所得ハ  
精密ニイヘバ收穫物ノ内ニ入ツテアルト謂ヘルノデアル。

結局農業省発表ノ統計ヲ参考ニスル場合、一応ノ近似の算定ヲナス為メ  
ニハ吾々ハ依然 従来採用シテ右ノ方法ヲ踏襲スルノガ正当ト考ヘ  
ル 公表サレタ諸計數ノ精密度合ハ一先ツ措クトシテ 動物性生産物ニ関  
スル既述ノ如キ概観ノ為メ全体トシテノ農業生産額ガ過小評価サレテアル  
トイフ一部カラノ非難ハ 全ク當ヲ得タモノテナイト断シ得ル  
以テノ如キ方法ヲ利用シテ 吾々ハ販売生産物ト自家消費分トヨ加ヘタ  
全農業生産物ノ概観ヨ一九三六年ニツイテ約六一・五億フラン、一九三七年



ニツイテ約七ノ五ニ付ラント推計スル。一九三八年ノ農業統計ハ未ダ発表  
サレテ非ナイガ、生産ノ趨勢ト主要農産物価格ノ變動額、馬鈴薯、葡萄、  
葡萄、乳類）ヲ觀ミ合セテ、同年度ノ全農産物価額ヲ推リ一九三九年ノ概算  
ント推計スル。

右ノ全生産額ノ内ニハ、先ヅ賃金形態ヲ支払ハレタ部分ヲ含ムテナル。  
農業経営ノ所得ノ總体ハ地代ト使用資本利子ト経営者ノ自己労働ノ報酬ヨ  
リ成ルモノデアツテ、是レヲ算出スル為メニハ、農産物生産總額ノ内ヨリ  
支払賃金ト企業員担タルベキ一般経費ヲ控除セバナラヌ。一九三九年ノ  
「アンケート」トレノ結果カラハ、此ノ控除部分ノ大イサヲトシ位ニシタラヨ  
イカ決矣スル事ガ出来ナイ。吾々ハ是レマテソノ割合ヲ總生産物ノ二五パー  
セントトシテ計算シテ来タノデアルガ、諸事情ヲ参酌ノ上、是レヲ三ッ  
パーセントニ引上ケル。但シ、ソレモ完全ニ確實ナ基礎ニセツモノトハ謂  
ヘナイノデアル。

最後ニ、地代、使用資本利子、自己労働ノ報酬ノ外ニ支払賃金ヲモ含ム

「純生産物」ノ価額ハ一九三六年四三〇億フラン、一九三七年五五〇億フ  
ラン、一九三八年六〇〇億フラントナル。

### 第六章 商工業及自由職業ノ混合所得

統計資料ノ現状ヲ以テシテハ、分類所得税徴収ノ為メノ申告ニ関スル税  
務統計ガ此ノ種所得推計ノ唯一ノ基礎デアリ。一九三八年六月十七日ノ法  
令ニヨリ生産、分配ノ全調査ガ完成サレタ時ニ於テハ、自ラ他ノ方法ニヨ  
ル推計ガ可能トナルデアル。

税務上ノ申告ニヨル計數ハ其ノ本質上、最低限度シク現ハス事カ出来ヌ  
然モソレハ、脱税ニ対スル統制力ノ如何ヲ變化シ得ルノデアル。脱税防止ニ  
関スル一九三九年四月二十一日ノ法令ノ理由書ニヨレバ、最近數ヶ年ニ於  
ケル検査ノ結果ハ、欲損ノ控除ヲ別トシテ、申告サレタ利益金額ニ対シ一  
七五パーセント乃至ニハパーセントノ割増ヲ必要トスルトノ事デアリ。尚



水務統計ハ、独立工業者ニシテ年所得一萬フラン以下ノ分ヲ含ンテトキ  
イ事モ注意スベキデアリ

斯クテ課税ノ為メニ計算サレタ商工業所得ニ 毎年ノ例ニ從ソテ三パー  
セントヲ加ヘ 更ラニ 職業調査ノ結果カラ推定シテ独立工業者ノ場ニ一  
万フランノ限界金額ヲ乘ジテ免稅以下ノ異業業者ノ所得ヲ算出シ 右ニ  
加算スルナラ 一九三七年ノ此ノ種總所得ハ三一八億フラントナル 因シ

一九三六年ハ二七一億フラン 一九三五年ハ二四五億フランデアリ  
然テ右ノ金額ハ諸会社ノ利益配当額ヲ含ンテ居リ 其レハ既ニ有極証  
添所得ニ計上サレタモノデアリ (故ニ此ノ分ヲケ控除セズハナラヌ) 自由  
業ニ就テ同様ノ計算ヲスレバ 其ノ所得ハ一九三五年ノ三八億一九三六年  
ノ四〇億ニ対シ 一九三七年ハ四五億フラントナル

一九三八年ノ所得ニ就テハ未ダ何等ノ統計ガナレガ 概リニ商工業所得  
ヲ三五〇億フラン 自由業所得ヲ五〇億フラント推定シヨウ  
稅稅ヲ考慮シテ上記ノ算定ニ更ラニ修正ヲ加ヘネハナラヌハ分ツテキ

ルガ、ソレヲトノ程度ニスベキカハ、何分ニモ資料ガ缺ケテオトルノテ確答  
出来ナイノデアリ

第七章 年金及ヒ恩給

此ノ内ノ重要ナ項目ハ官吏軍人ノ恩給ト戰爭年金 (戦士ノ恩給ヲ含ム)  
デアリ 長レハ大藏省表ノ計算ト豫算案ノ説明ノ内ニ掲ゲラレル計數ニ  
ヨツテ可成リ現実ニ近イ算定ヲ行ヒ得ル 此ノ分ニ、縣及ビ市町村ノ公吏  
及ビ鉄道局員ノ恩給ヲ加算スレバ、總額ハ大略左記ノ如クニナル

- 一九三八年 一五八億フラン
- 一九三七年 一五一〇〇
- 一九三六年 一三三〇〇
- 一九三五年 一三四〇〇

労働者農民ノ恩給 鉾山労働者 疾病海員等ノ恩給 種々ノ保險契約ノ



利益金等ヲ加ハレバ、右ノ總計ハ更ラニ一〇億ヲテ之程度ノ加算ヲ必要ト  
スルデアロウ。

第八章 結 論

上述 国民所得算定ノ註釈ヲ見レバ、現存統計資料ノ不足ハ一目瞭然デ  
アル。

先ツ分配サレタ賃金ノ算定デアレガ、異レハ経済状態ノ研究ニ役立ツベ  
キ諸報告ヲ強制的ニ撰出セシムル一九三八年六月廿七日ノ法令ガ適用サレ  
其ノ結果資料ガ集中整備サレル様ニナレバ、モット確固タル基礎ノ上ニ行  
ハレル事トナルデアロウ。此ノ算定ハ現状ニ於テハ不確實ノモノト謂ハザ  
ルヲ得ナイ。デモ他ノ方面カラ別ニ探ツテ見テモ、後ニ算定サレタ計數ガ  
充分首肯スルニ足ル事ハ、保証シテヨイ。次ニ申告テナク源泉課税適用ノ  
結果ヲ基礎ニ算定スル有価証券所得ハ殆ンド真實ニ近イモノト考ヘテヨイ

二十九中

タロウ。更ラニ大蔵省ガ計賬中ノ課税有価証券所得ノ直接的発表カ行ハレ  
レバ改善サレルノデアル。

年金、恩給ノ項目モ非常ニ真實ニ近イ算定カ出来ル。

異レニ反シ、建築物及ビ農業ノ所得ハ適當ナ資料カナイノテ、其ノ計算

ノ結果ガ、過大ナノカ過少ナノカスラ斷言スル事ヲ得ナイ。

商工業及自由業ノ所得ハ、若干ノ訂正ヲ施シテハアルカ、根本的ニハ天

表リ分類所得税ノ申告ニ基ツクノデアリ、概ソテ最低限ノ數字ヲ現ハスモ

ノ見ナケレバナラヌ。他ノ源泉ノ資料ヲ以テ修正乃至マリ直シヲ試ミナ

ケレバナラナイノデアル。

左記ノ一覽表ニ於テハ重複計算ヲ避ケル爲メ有価証券所得ニツキ、会社

或ハ公的機関所有ノ分トシテ約一〇パーセントノ控除ヲ行ツタ、亦会社ノ

配当金額ハ有価証券所得ノ内ニ含まレテ其トナルカ、商工業所得ノ

内カラ控除シタノデアル。



私的所得ノ詳表

種別	一九三八年 (根)	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三〇-三〇年 平均
賃金及俸給	一三三・〇	一一九・七	九七・六	八七・四	一三〇・三
資本所得	三〇・〇	二七・〇	二四・〇	二一・五	二八・五
有価証券	一四・〇	一三・五	一二・〇	一一・五	一三・六
建物					
混合所得 (資本ト労働)					
農 (地代ヲ含ム)	四・〇	三・八・五	二・九・〇	一・八・五	四〇・〇
商工業 (配当ヲ含マス)	二七・〇	二四・五	二〇・六	一八・四	二七・八
自由職業	五・〇	四・五	四・〇	三・八	四・三

三九外

年金及恩給	合計
一五・八	二六七・〇
一五・一	二四二・〇
一三・三	二〇一・〇
一三・四	一七五・〇
一・七	二四五・〇

斯クテ「ノミナル」ナランテ算定シテ所得合計額ハ一九三五年ニ於テ  
 八一・九ニ九一・三〇年平均ヨリニハパーセント低ク、一九三七年略、此ノ水  
 準ニ回復シ、一九三八年現テニ著シク昇レテ凌駕シテナリ。失業救済及ヒ  
 扶助資金トシテ分配サレタ金額ヲ加算スルナラハ、一九三八年ノ總額ハ優  
 ニ二七〇・〇億フランヲ突破スルデアロウ。種々ノ項目間ニ於ケル所得ノ分  
 布率ハ、一九三七年ト一九三九年トニ、平均トノ間ニ著シク変化ヲ示シテ  
 ナリ。只、年金及恩給ノ項目ガ相對的増大ヲ見セテナルノミテアル  
 本論ノ冒頭ニ述バタ録ニ、生ノ數的資料ヲ詳叙スルニハ、其ノ目的如何  
 ニ從ツテ応用ニ就テ、研究ヲ要スルノテアルガ、以上、所得ノ計數ニ関シ  
 テハ資料自体ガ不完全不確實ナリデアルカラ、余リ深入リシテ詳叙ヲ違メ  
 ル事ハ危險デサヘアル。爰テハ數的表現ノ共通的基础タル貨幣單位ニ関ス



ル困難ヲ指摘スルニ止メヨウ。此ノ貨幣單位ノ極値ハ時間ト共ニ變化スル  
 ミナラス。同一時間ニ於テモ其ノ購買カハ所得ノ種別ニヨリテ異ナルノ  
 デアル。例ハハ生産極格ニヨリテ計算サレタ農民ノ現物所得ト、大都市ノ  
 被傭者ノ俸給トテハ購買カハ極カニ同一ト謂ヒ得ナイノデアル。  
 「ノミナル」ナ極格ヲ金極格ニ變更シテモ、金ノ購買カノ變化ヲ考慮ニ  
 入レナイ以上、矢張り事實ノ真相ヲ傳ヘルコトトナラナイ。若シ金ノ購買  
 カマテ考慮スルトナレバ、實ハ均等ヲ置キ變ヘタニ過キス。堂々巡リトナ  
 ル。(註)

(註) 勿論此ノ事ハ、及令嚴密ニ同一ノ算定方法ヲ採ソテオクルニシテモ、  
 相異ナレルニケ因テ所得ヲ比較スル場合、一層厄介ナ向難トシテ  
 現ハレル。ソノ場合兩國ノ貨幣單位ノ比較ニ欲クベカラザルヲクノ  
 要素ヲ考慮ニ入レネハナラヌ。即チ為替、物價、經濟及職業的構造  
 大都市、小郡邑、田舎等ハノ人口分布狀態等デアル。  
 左ニ参考ノ為メ縣政會議 (Commissariat départementale) ノ算定セル生

三十中

計費指数ノ平均ト私的所得ノ指数トヲ比較対照シテ掲ゲテ見ヨウ。

		一九二九—三〇年	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
生計費指数	一〇〇	七九・五	八四・五	一〇三・四	一一七・六	
私的所得總計ノ指数						
名目極値	一〇〇	七一・四	八三・〇	九八・八	一〇九・〇	
實質極値	一〇〇	九〇・〇	九七・〇	九五・五	九三・〇	

生計費指数ニヨリテ名目極値ヲ實質極値ニ一律的ニ換算スルト、右表ノ  
 如ク私的所得ノ總体ハ一九二九—三〇年カラ一九三五年ニカケテハ約一〇  
 パーセント減少、一九三六年ニ突然向上シテ後、一九三七年、一九三八  
 ニハ下向シテオケル。爰ニ全人口ハ一九三〇年以來輕微ナ増加ヲ示シタガ  
 生産人口ハ著シク減少シタ事ヲ念頭ニオク必要ガアル。  
 (以上)



(参考) 三十年間ニ於ケルソラノス (増進生活) 變遷

白井規矩権

(一) 一九〇七年ト一九三六―七〇年労働者家計内額

計	一九〇七年		一九三六―七〇年	
	金額	百分比	金額	百分比
飲食費	一、四六〇	六二・〇%	一、六二〇	五二・〇%
住居費	三〇〇	一九・八%	一、〇八〇	六・六%
娯楽光熱費	一二五	五・三%	一、五八〇	廿・一%
被服費	一八三	七・七%	一、三七〇	一〇・六%
其他	二一五	九・二%	五二八〇	二三・七%
計	二、三九三	一〇〇%	二、三三三	一〇〇%

備考 一九〇七年ハ巴里五労働者家計ノ平均、一九三六―七〇年ハ同  
 労働者家計ノ平均ニヨリ、家族ノ平均規模ハ一ト一法  
 前者ガ一一・二、後者ガ一三・九デアル



(二) 飲食費内訳及消費量

計	一九三六―七〇年 飲食費		消費量 (キログラム)	
	金額	百分比	一九〇七年	一九三六―七〇年
パン	一、二二〇	一〇・五九〇	一六〇	一
肉類	三〇九	二六・三一四	四三	一一・五
魚類	九一五	四・四	一一	二・五
鶏卵	九〇八	七・三	二	三・六
菓子	二二〇	六・二二八	〇	九〇
果物	六二八	五・四	二	一一・〇
葡萄酒	一、四四〇	一二・四九	〇	七三
其他	三、五三九	三〇・五	〇	〇
計	一、一六二	一〇〇		

(リットル)  
(リットル)

備考 所得ノ増加ニ伴ヒテ飲食費ノ割合ガ減少、更ラニ飲食費ノ内ニ  
 テハパンノ割合ガ減少シテキル。小麦ノ全人口一人當リ消費高  
 ハ一九一三年 三・二 ハットリツトル、一九三六―七〇年 二・七  
 ハットリツトルトナツテキル。

三十一



③「其他」ノ内訳

	一九三六・七〇年 百分比	一九三〇年支出額 對スル元三六・七〇年 對スル元	一九三〇年米國勞働者 家計「其他」項 割合
家具類	一四%	一、一五〇	一九%
藥品	二七%	一、九九〇	一九%
醫療費	九%	一、八九〇	六%
交通費	一四%	一、七六〇	二一%
新聞雜誌書籍	四%	二、八八〇	三三%
其他	二五%		三二%
計	一〇〇%		一〇〇%

備考 米國（フオード）自動車ノ維持修繕費ヲ含ム。交通費ノ内ニ自動車ノ維持修繕費ヲ含ム。

三十外



荒木光太郎文書 251



荒木光太郎文書 251

483

名古屋大学図書



11861483

